ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

⑵　農林水産省は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じ、動物衛生研究所、独立行政法人家畜改良センター等の関係機関の協力を得て、次の職員等を発生都道府県に派遣する。

ア　⑴の防疫方針を都道府県に正確に伝達し、農林水産省及び都道府県が連携を密にできるよう調整する職員

イ　⑴の防疫方針の見直し（緊急防疫指針の作成を含む。）を適時適切に行うための感染状況の正確な把握を行う疫学の専門家

ウ　殺処分、焼却等の防疫措置に習熟し、都道府県の具体的な防疫措置をサポートする緊急支援チーム

エ　小委に設置する疫学調査チーム

⑶　都道府県は、⑴の防疫方針に即した具体的な防疫措置を円滑に実施するため、患畜又は疑似患畜（ただし、第４の２の⑵のイに該当するものを除く。）であると判定する旨の連絡を受けた後、速やかに、関係部局で構成する都道府県牛海綿状脳症防疫対策本部（以下「都道府県対策本部」という。）を設置する。

ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、病性の判定前に設置する。

⑷　都道府県は、都道府県対策本部について、その役割及び機能が円滑かつ十分に発揮できるよう、防疫作業、資材調達、疫学調査、広報、出納管理等の本部内での役割分担を定める。

⑸　農林水産省から派遣された⑵のアの職員は、都道府県対策本部に出席し、必要な調整を行う。

⑹　都道府県対策本部は、円滑かつ的確な防疫措置を実施するため、市町村、生産者団体等との連絡体制を構築する。

⑺　農林水産省は、都道府県からの申請に応じ、当該防疫措置に必要な範囲内において、速やかに、保有する防疫資材・機材を譲与し、又は貸し付ける。

⑻　農林水産省、都道府県、市町村及び関係機関は、農林水産省対策本部及び都道府県対策本部以外の対策本部を設置する場合には、その目的及び所掌範囲を明確にし、事務の重複や指揮命令系統が混乱することのないよう留意する。

３　報道機関等への公表

⑴　農林水産省は、第４の２により患畜又は疑似患畜であると判定したときは、その旨を都道府県及び厚生労働省（厚生労働省においては、厚生労働省による確認検査で陽性となった場合に限る。以下同じ。）とともに報道機関等に公表する。ただし、円滑かつ的確な防疫措置を実施する上で特段の必要があるときは、動物衛生課、都道府県畜産主務課及び厚生労働省で協議の上、病性の判定前に公表する。

⑵　⑴による公表は、原則として、農林水産省、都道府県及び厚生労働省が同時に行う。

⑶　発生農場に関する情報を公表する場合には、当該農場の所在地（市町村等）までにとどめ、当該農場の名称等の公表は、差し控える。

⑷　防疫措置の進捗状況についても、動物衛生課及び都道府県畜産主務課で協議の上、必要に応じ、報道機関等に公表する。

⑸　⑴による公表に当たっては、報道機関等に対し、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、防疫作業の支障にならないよう協力を求める。

４　防疫措置に必要な人員の確保

⑴　都道府県は、患畜や疑似患畜が多数確認される場合等は、必要に応じて、疫学調査、発生農場における殺処分等の防疫措置等に必要な人員に関する計画を立て、関係機関の協力を得て、必要な人員を確保できる体制を整える。

⑵　当該都道府県のみでは、発生農場における防疫措置、周辺農場の調査等を実施することが困難な場合には、農林水産省、独立行政法人家畜改良センター等への職員の派遣要請の実施について、動物衛生課と協議する。

第６　発生農場等における防疫措置

１　疑似患畜の殺処分等

⑴　家畜防疫員は、第４の２の⑵のイに該当する疑似患畜については、当該疑似患畜の所有者に対し、家伝法第14条第１項の隔離を指示する。

⑵　都道府県知事は、⑴で隔離された疑似患畜の所有者に対し、家伝法第17条第１項の規定に基づき、殺処分を命じる。

⑶　第４の２の⑵のア及び同イに該当する疑似患畜の殺処分は、原則として都道府県が定める施設の要件を満たす死亡牛の保管施設等で行う。

⑷　畜舎外で殺処分する場合には、必要に応じ、次の措置を講じる。

ア　外部から見えないよう、ブルーシート等で周囲を覆う。

イ　牛が逃亡しないよう、簡易な柵の設置又は十分な保定を行う。

⑸　殺処分は、作業者の安全を確保することに留意し、麻酔剤を使用するなど、可能な限り動物福祉に配慮をした上で行う。

⑹　⑶で殺処分された牛について、死亡牛の保管施設等で、第３の１の⑵のイの㈠の病性鑑定のための検査材料（脳）の採取を行い、病性鑑定を実施する。

⑺　都道府県は、必要に応じ、民間獣医師及び獣医師以外の畜産関係者に協力を求め、家畜防疫員の指導の下、殺処分を完了させる。

２　患畜の同居牛の措置

⑴　家畜防疫員は、家伝法第14条第３項の規定に基づき、患畜の同居牛、生後12か月まで患畜が飼育されていた農場で飼育されている牛等、患畜となるおそれがある牛の飼育者に対して、21日を超えない範囲内において期間を限り、当該牛の移動の制限を指示した上で、当該期間内における特定臨床症状の有無を確認し、都道府県畜産主務課にその結果を連絡する。

また、当該都道府県畜産主務課は、動物衛生課にその結果を連絡する。

⑵　⑴の結果、ＢＳＥである可能性が高い牛が確認された場合、動物衛生課は、小委の委員等の専門家に対して、家伝法第20条第１項の病性鑑定の実施について意見を聴取する。その結果、病性鑑定の実施が必要とされた場合、動物衛生課と協議の上、当該牛を疑似患畜とし、病性鑑定を実施する。

⑶　⑴の期間内において、特定臨床症状が確認されなかった場合は、当該牛を通常の取扱いとする。

３　死体の処理

⑴　患畜又は疑似患畜とされた死体については、学術研究の用に供される場合を除き、800℃以上で焼却されたことを確認する。

⑵　⑴の処理に際しては、次の措置を講ずる。

ア　運搬車両から患畜又は疑似患畜とされた死体の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。

イ　患畜又は疑似患畜とされた死体置場は、焼却施設等にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。

ウ　焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。

エ　焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

４　汚染物品の処理

⑴　家伝法第23条第１項の規定に基づき、患畜の分娩後に排出された胎盤等ＢＳＥプリオンによる汚染のおそれがある物品の所有者は、当該物品を汚染物品として、800℃以上で焼却されたことを確認する。

ただし、患畜の生存時の当該患畜に由来する糞尿、生乳、精液、国際受精卵移植学会（International Embryo Transfer Society）の勧告に従って採取され、取り扱われた受精卵及び未受精卵は、汚染物品に当たらない。

⑵　⑴に際しては、次の措置を講ずる。

ア　運搬車両から焼却施設の汚染物品の投入場所まで必要に応じてシートを敷く。

イ　汚染物品の置場は、焼却施設にある他の物品等の置場と隔てて設置するなどの措置を講ずる。

ウ　焼却開始後、運搬経路及び運搬機器等の消毒を速やかに実施する。

エ　焼却が完了したことを家畜防疫員が確認する。

５　畜舎等の消毒

患畜又は疑似患畜の所在した畜舎等において、汚染物品が付着していることが確認された場合、家伝法施行規則第30条の基準に従い、患畜又は疑似患畜が畜舎から搬出された後、少なくとも１回消毒を実施する。